

選 択 約 款 変 更 届 出 書

電契発 24 第 45 号

平成 24 年 7 月 25 日

経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東 京 電 力 株 式 会 社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平 成 2 4 年 9 月 1 日

料金その他の供給条件の内容

農業用低圧季節別時間帯別電力

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成24年7月25日付け平成24・05・11資第73号認可。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の低圧電力の適用範囲に該当し、農産物の栽培のために冷暖房負荷を使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契 約 電 力

契約電力は、供給約款の低圧電力に準じて定めます。

5 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の5キロワットまで	5,355円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	1,071円00銭

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他

季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

イ 昼 間 時 間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円41銭	17円65銭

ロ 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	12円06銭
-------------	--------

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、供給約款の低圧電力に準ずるものといたします。

7 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

8 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高負荷契約に需給契約を変更することはできません。

9 そ の 他

- (1) お客さまが農産物の栽培のための冷暖房負荷を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
なお、お客さまが無断で当該冷暖房負荷を取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、供給約款36（供給の停止）(3)ハに該当するものいたします。
- (2) その他の事項については、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものいたします。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔適用範囲〕）によるものいたします。

Ⅱ 実施細目（適用範囲）

この選択約款から供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高負荷契約に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，この選択約款を適用いたしません。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成24年9月1日から実施いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

- (1) お客さまが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）附則第9条第1項に定める電気の使用者に該当する場合で、当社にその旨を申し出ていただいたときは、平成24年7月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず、零円といたします。
- (2) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定（当該認定に係る年度が平成24年度であるものに限ります。）を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず、平成24年7月の検針日から平成25年3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロに準ずるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、

イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合
平均燃料価格は、66,300円といたします。

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月31日 までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の 検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月30日 までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月31日 までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の 検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月30日 までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の 検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月31日 までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月31日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月30日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から10月31日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から11月30日 までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の 検針日の前日までの期間
毎年10月 1 日から12月31日 までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の 検針日の前日までの期間
毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の 検針日の前日までの期間
毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏 年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の 検針日の前日までの期間

ニ 燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭2厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法施行規則第26条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容
- 3 料金の算出根拠

1 変更を必要とする理由

当社は、供給約款が平成24年 7 月25日付け認可により変更となったことにともない、この選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第19条第12項の規定に基づき、ここに平成24年 6 月20日届出の農業用低圧季節別時間帯別電力（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

(1) 新旧料金率比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単位	料 金 率	区 分	単位	料 金 率
基 本 料 金		円 銭 円 銭	基 本 料 金		円 銭
5kW以下	1 契約	5,355.00	5kW以下	1 契約	5,355.00
5kW超過分	1 kW	1,071.00	5kW超過分	1 kW	1,071.00
電 力 量 料 金			電 力 量 料 金		
昼 間 時 間			昼 間 時 間		
夏 季	1 kWh	16.53 [0.55]	夏 季	1 kWh	19.41
そ の 他 季	〃	15.08 [0.55]	そ の 他 季	〃	17.65
夜 間 時 間	〃	10.03 [0.55]	夜 間 時 間	〃	12.06

注．現行料金の料金率は，平均燃料価格45,600円/k1
 の場合の燃料費調整後の値とし，[] 内に
 燃料費調整単価を再掲した。

(2) 新旧燃料費調整比較表

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	価格または料金率	区 分		単位	価格または料金率
平均 燃料 価格	基 準 値	1 kl	円 42,700	平均 燃料 価格	基 準 値	1 kl	円 44,200
	調 整 の 上 限 価格	1 kl	64,100		調 整 の 上 限 価格	1 kl	66,300
	基 準 単 価	1 kWh	円 銭厘 0.190		基 準 単 価	1 kWh	円 銭厘 0.222

(3) 供給条件の変更の内容

供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

3 料金の算出根拠

料金率は、供給約款の低圧電力の料金算定諸元をもとに、季節（夏季，その他季），時間帯（昼間時間，夜間時間）ごとの供給コストの差を勘案して設定いたしました。